

令和4年4月14日

富山大学生の皆さん

富山大学理事・副学長（国際担当）

学生の海外留学・研修等について（通知）

新型コロナウイルスの感染状況をふまえ、学生の海外留学・研修等について下記のとおり変更しますので、お知らせいたします。

なお、今後、感染状況によって方針が変更となる可能性があります。

記

<対象となる海外留学・研修等>

- ① 学術交流協定に基づく海外留学
- ② 学術交流協定を締結している大学へのダブル・ディグリー・プログラムによる海外留学
- ③ 「JASSO 海外留学支援制度奨学金」受給対象となっている海外留学・研修等 ~~（9ヵ月以上）~~
- ④ 「トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム」奨学金受給対象となっている海外留学 ~~（9ヵ月以上）~~
- ⑤ 海外研修等

対象となる海外留学・研修等について、下記条件を全て満たしている場合に認めます。

- ・海外渡航先の外務省感染症危険情報レベル*が3以下、かつ外務省危険情報レベル**が1以下であること。
- ・別紙、「新型コロナウイルス感染症の影響下における海外渡航についての誓約書」を提出すること。本誓約書の写しは、「海外旅行届」とともに所属学部（または大学院）から国際部留学支援課に提出すること。
- ・海外に渡航する前に国際機構が実施する「渡航前危機管理オリエンテーション」を受講し、内容確認テストに合格していること。
- ・所属学部（または大学院）の長が認めていること。

*外務省感染症危険情報レベル：外務省が、危険度の高い感染症に関し、渡航・滞在にあたって特に注意が必要と考えられる国・地域について発出される海外安全情報

**外務省危険情報レベル：外務省が、中・長期的な観点からその国の治安情勢をはじめとした、政治社会情勢等を総合的に判断し、それぞれの国・地域に応じた安全対策の目安をお知らせするもの

以上

注意：上記条件を満たしていても、海外渡航先国・地域からビザが発行されない場合や日本からの入国を制限している場合等は、海外に渡航することはできません。また、受入れ大学/機関が留学生の受入れを中止している場合も渡航することはできません。海外への渡航を予定している学生は、渡航先国・地域及び受入れ先大学/機関等についての情報収集に努めてください。